

外国人技能実習制度についての Q&A

Q1 採用のおおよその流れ

1. 送出国において実習希望者と実習実施機関の人事担当者による面接をして実習生を決定します。
2. 採用決定実習生は送出国での定められた研修を受けます。
3. 日本に入国後1～2か月の講習を受けます。

Q2 技能実習制度の処遇

日本の労働関係法令の順守が求められます。

よって、実習実施機関の給与規定等に準拠する必要があります。

社会保険等にも加入します。

Q3 失踪について

実習生の失踪については、残念ながら発生しております。

基本的には送出し機関の日本駐在員と引受機関が協力して対応します。

この原因は、実習生に問題がある場合と、受入側に問題がある場合があります。

失踪は、ケースによっては企業側で将来実習生の受け入れができなくなる可能性もあります。送出し機関、監理団体、実習実施機関の三者において綿密な連携が必要になります。

Q4 雇い止めについて

実習生側の問題により、他に解決の手立てがない場合、帰国させる形式の雇い止めは可能です。これを避けるためにも実習実施機関においては日本人以上に厳しい形での面接に臨んでいただきたいと思えます。



Q5 宿舍について

1人当たり4.5㎡以上の寝室が必要等、いくつかの要件があります。また、実習生が生活に必要な備品等は、ご用意ください。

<介護職種関係>

Q6 実習生の日本語能力

介護職種に関しては、入国時においてN4取得済みで、一年後にはN3相当に達していることが求められます。

一年後の日本語レベルの判定には、種々の条件を加味して行われる予定です。

Q7 人員規定算定

医療機関においては、入社当月から算定されます。

介護施設においては、入社後6か月過ぎてからの算定になります。

Q8 過去にEPA介護福祉士候補者で来日した者

この場合、技能実習生となることは認められます。

但し、EPA介護福祉士候補者としての滞在の満了後、本国に1ヶ月以上帰国することを要件としています。

Q9 夜勤について

夜勤業務は2年目以降可能であるが、技能実習生1人ではできません。

